

# 認定書

国住指第281号  
平成13年6月11日

吉野石膏株式会社

須藤永一郎 様

国土交通大臣 林 寛子

下記の構造方法又は建築材料については、建築基準法第68条の26第1項（同法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第2条第七号及び同法施行令第107条第一号（柱：2時間）の規定に適合するものであることを認める。

## 記

### 1. 認定番号

FP120CN - 0012

### 2. 認定をした構造方法又は建築材料の名称

ALC板・強化せっこうボード重合成被覆／中空鉄骨柱

### 3. 認定をした構造方法又は建築材料の内容

別添の通り